

「昭和100年！昭和満喫企画展」公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、「昭和100年！昭和満喫企画展」の委託業務を発注するに当たり、創造性、構想力などを求める業務として、広く複数の事業者から企画の提案を受け、企画の魅力や費用対効果等を総合的に評価し、地方自治法第234条第1項の規定に基づき、公募型プロポーザル方式により受注候補者を選定するための手続きを定めるものである。

2 業務概要 ※詳細は、「昭和100年！昭和満喫企画展要求水準書」参照

(1) 事業名

「昭和100年！昭和満喫企画展」業務委託

(2) 履行場所

吉川中央公民館内（埼玉県吉川市大字保577番地）

(3) 業務内容

- ①「昭和のお茶の間再現」設置・展示管理・撤去
- ②「昭和のポスター等展示」設置・展示管理・撤去
- ③「昭和の歌手モノマネコンサート」開催一式

(4) 業務期間

契約締結日から令和8年12月7日（月）まで

(5) 提案限度額

2,360,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

4 市担当部署

〒342-8501 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地

吉川市健康長寿部長寿支援課 高齢福祉係

連絡先 電話：048-982-5118（直通）

FAX：048-981-5392

E-mail：choujyushien2@city.yoshikawa.saitama.jp

5 参加資格要件

(1) 次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

- ③租税を完納していること。
 - ④いずれの地方公共団体からも指名停止の措置を受けていないこと。
 - ⑤吉川市暴力団排除活動推進条例（平成24年吉川市条例第19号）に規定する暴力団または暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- (2) 令和7・8年度吉川市建設工事等指名競争入札参加資格者名簿に搭載されている者であること。

6 全体スケジュール

全体スケジュールは、下記のとおりとする。ただし、都合により変更となる場合がある。なお、現地視察を希望する場合は、あらかじめ担当部署へ連絡すること。

項目	スケジュール
実施要領等の公表、公募開始	令和8年6月1日（月）
質問受付期限	令和8年6月16日（火）午後4時30分まで
質問回答期限	令和8年6月23日（火）午後4時30分まで
参加申込書類提出期限	令和8年6月30日（火）午後4時30分まで
企画提案書類提出期限	令和8年7月10日（金）午後4時30分まで
第1次審査（書類審査）の結果通知	令和8年7月中旬頃
第2次審査の実施通知	
第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和8年7月下旬頃
候補者選定結果通知・公表	令和8年8月上旬頃
契約締結	令和8年8月中旬頃

7 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限
令和8年6月16日（火）午後4時30分まで
- (2) 提出方法
質問書（様式第4号）を担当部署に電子メールで提出
- (3) 回答期限
令和8年6月23日（火）午後4時30分までに電子メールにて一括回答するとともに市ホームページに掲載する。

8 参加申込

本プロポーザルの参加申込者（以下「企画提案者」という。）は、次の書類を直接持参又は郵送（書留）により担当部署に提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

- (1) 提出書類
 - ①参加表明書（様式第1号）
 - ②誓約書（様式第2号）
- (2) 提出期限
令和8年6月30日（火）午後4時30分 ※必着

9 企画提案

本プロポーザルの企画提案者は、添付書類とともに企画提案書（様式第3号）を直接持参又は郵送（書留）により担当部署に提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

(1) 添付書類

- ①「昭和のお茶の間再現」提案説明書
- ②「昭和のポスター等展示」提案説明書
- ③「昭和の歌手モノマネコンサート」提案説明書
- ④その他必要に応じて補足説明資料

(2) 提出期限

令和8年7月10日（金）午後4時30分 ※必着

(3) その他

- ①複数の企画提案を行うことはできない。
- ②提出期限後における企画提案書類の差し替え及び変更はできない。
- ③提出された企画提案書類の著作権は企画提案者に帰属するが、市が本プロポーザルの評価及び報告等のため必要な場合は、複製及び使用できるものとする。
- ④本プロポーザルに関する公文書公開請求があった場合は、吉川市情報公開条例（平成12年吉川市条例第16号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

10 第1次審査（書類審査）

市が設置する「昭和100年！昭和満喫企画展事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提出された参加申込書類及び企画提案書類により、審査を行い、評価点の上位3者を第2次審査の対象とする。ただし、企画提案者が3者以内の場合は、参加資格要件を満たす全ての企画提案者について第2次審査を行うこととする。

11 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

選定委員会において企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査を行う。なお、企画提案者が第2次審査を欠席した場合は、審査対象外とみなす。

(1) 日時

令和8年7月下旬（予定） ※詳細については、後日、企画提案者へ通知する。

(2) 場所

吉川市役所内

(3) 時間構成

1者につき約40分

（準備：5分以内、企画提案書の説明：25分以内、質疑：10分以内）

(4) 留意事項

- ①パワーポイント等による動画や画像の投影も可とする。その際、スクリーン、プロジェクター、ケーブル及び電源コンセントは市で用意するが、パソコン、その他必要な機器等は各企画提案者が用意すること。
- ②企画提案者の出席人数は3名までとする（パソコン操作員を含む）。

1 2 候補者の選定

- (1) 選定委員会において総合評価点の高い順に順位を決定する。最高得点の企画提案者を候補者として選定し、第2位を次点候補者とする。ただし、総合評価点の最高得点を獲得した企画提案者が複数あった場合は、委員の投票で決する。委員の投票が同数の場合は、委員長が投票した企画提案者を契約候補者とする。
- (2) 企画提案に係る評価項目、評価の内容・着目点及び配点は、「表1 企画提案に係る評価基準」のとおりとする。
- (3) 選定結果については、企画提案者に通知するとともに、市ホームページに公表する。
- (4) 審査の結果、総合評価点が6割に満たない場合は、契約候補者として選定しない。

表1 企画提案に係る評価基準

評価項目	評価の内容・着目点	配点
①昭和のお茶の間再現		
期待できる効果	企画のコンセプトを踏まえた提案である。	10
	専門的な視点を活かし興味を引く魅力的な提案である。	10
円滑実施	会場の特性等を理解し円滑な実施が期待できる提案である。	5
②昭和のポスター等展示		
期待できる効果	企画のコンセプトを踏まえた提案である。	10
	専門的な視点を活かし興味を引く魅力的な提案である。	10
円滑実施	会場の特性等を理解し円滑な実施が期待できる提案である。	5
③昭和の歌手モノマネコンサート		
期待できる効果	企画のコンセプトを踏まえた提案である。	10
	専門的な視点を活かし興味を引く魅力的な提案である。	10
円滑実施	会場の特性や設備等を理解し円滑な実施が期待できる提案である。	5
④共通事項		
価格の節減	提案限度額を下回る提案である（提案限度額に対し、10%以上、9%～6%、5%～2%、1%、0%の減額に応じて配点）。	15
その他提案	上記の項目以外で積極的な提案がある。	10
合 計		100

1 3 企画提案者の失格

企画提案者のうち、次のいずれかに該当する場合は参加資格を取り消し、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 提出期限を過ぎて、企画提案書が提出された場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 事業者選定の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (5) 消費税及び地方消費税を含む提案額が2,596,000円を超えている場合
- (6) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為などにより、選定委員会が失格と判断した場合

14 候補者との契約

(1) 契約方法

- ①選定された候補者と業務内容の詳細について協議し、仕様書等の調整を行ったうえで契約を締結するものとする。
- ②契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び吉川市契約規則（昭和39年吉川市規則第2号）の規定に基づき締結する。
- ③選定された候補者が契約の締結を拒否した場合、審査における次点候補者を契約の相手方とみなし、契約を締結する。

(2) 契約金額

候補者より提出された参考見積書の金額を上限として決定する。

15 著作権

提出された企画提案書及び添付書類にかかる著作権は、企画提案者に帰属するものとする。なお、第三者に帰属する著作権（既存公知のキャラクター等）の使用の責は、使用した企画提案者に全て帰するものとする。

16 その他留意事項

- (1) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 参加申込や企画提案書類の提出後、参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第5号）により、速やかに辞退する旨を担当部署へ通知すること。
- (3) 本プロポーザルにおいて知り得た市の事業等の内容については、守秘義務を課すものとする。
- (4) 本プロポーザルの実施期間中（契約締結までの期間を含む）において、関係者に対し、本プロポーザルの内容に関する確認等についての接触を禁止する。